

## 指宿広域市町村圏組合指定金融機関事務取扱規程

(平成25年指宿広域市町村圏組合告示第6号)

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿広域市町村圏組合会計規則（平成25年指宿広域市町村圏組合規則第8号。以下「規則」という。）第56条の規定に基づき、指定金融機関の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の原則)

第2条 指定金融機関は、法令、規則、この告示及び契約の定めるところにより、その事務を行わなければならない。

(用語の意義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱店 指定金融機関の店舗で、公金を納入者から直接収納する事務を行うものをいう。
- (2) 公金取扱総括店 指定金融機関の店舗のうち、公金の収納及び支払いの総括の事務を行うものをいう。
- (3) 会計管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第1項に規定する会計管理者

2 前項に掲げるもののほか、この告示に定める用語の意義は、規則に定めるところによる。

(指定金融機関の印章)

第4条 指定金融機関の使用する出納及び収納に係る印は、当該指定金融機関が定める印章であって、会計管理者に届け出たものとする。

(預貯金口座)

第5条 指定金融機関は、会計管理者の指示するところにより、指宿広域市町村圏組合名義の預貯金口座を設けるものとする。

(公金収納の原則)

第6条 指定金融機関は、納付通知書等によらなければ公金の収納をすることができない。

(現金による収納)

第7条 取扱店は、納付通知書に基づき、現金により公金の納付又は払込みがあったときは、内容を確認して収納しなければならない。

2 取扱店は、前項の規定により公金を収納したときは、納付通知書の各片に第4条に規定する印章を押し、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(証券による収納)

第8条 取扱店は、納付通知書に基づき、証券により公金の納付又は払込みがあったときは、当該納付通知書の各片に「証券納付」と朱書し、前条の規定に準じて処理しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の規定による証券を受託したときは、当該証券を遅滞なくその支払人に提示し、支払いの請求をしなければならない。

3 指定金融機関は、前項の規定により支払いの請求をした場合において、当該証券に係る支払いが拒絶されたときは、直ちにその収納を取り消し、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

(口座振替の方法による収納)

第9条 指定金融機関は、当該指定金融機関に預貯金口座を設けている納入義務者から、歳入金納付のため口座振替の請求によって歳入の納付があったときは、規則第12条の規定より取り扱わなければならない。

(収納処理)

第10条 取扱店が収納した公金は、直ちに組合の預貯金口座に受け入れ、取扱店が収納した日の翌営業日の午前10時までに公金取扱総括店に払い込まなければならない。この場合において、納入済通知書による収納の場合は、収納金の払込みと同時に、当該納入済通知書を公金取扱総括店に送付しなければならない。

2 公金取扱総括店は、前項の規定により取扱店から納入済通知書を受領したときは、当該納入済通知書の金額と払込金額を照査し、当該納入済通知書と自店で取り扱った納入済通知書を合わせて、速やかに会計管理者に送付しなければならない。

(口座振替払の手続)

第11条 公金取扱総括店は、会計管理者から口座振替の方法による支払の通知を受けたときは、直ちに確実な方法により口座振替の手続を行い、支出命令の所

定の欄に第4条に規定する印章を押し、会計管理者に送付しなければならない。

(出納の拒絶)

第12条 指定金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該収入及び支払を拒絶し、速やかにその旨を会計管理者に報告しなければならない。

(1) 納付通知書等が汚損して内容が確認しがたいとき、又は偽造若しくは変造の疑いのあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、出納することが適当でないと認めるとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、公金の収納又は支払に関し必要な事項は、会計管理者の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成25年12月1日から施行する。